

報告第 12 号

専決処分の報告について（丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第 3 条第 2 号の規定により、これを報告する。

令和 5 年 4 月 21 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

専 決 処 分 書

丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月1日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

1 被解嘱者

コミュニティ名	氏名	年齢	備考
垂水コミュニティ	町戸 吉文	73	垂水コミュニティセンター所長

2 解嘱年月日

令和5年3月31日

3 解嘱理由

コミュニティにおいて、推進員に対する推薦者の変更があったため

4 被委嘱者

コミュニティ名	氏名	年齢	備考
垂水コミュニティ	都築 克徳	67	垂水コミュニティセンター所長

5 委嘱期間

令和5年4月1日から令和5年6月30日まで（残任期間）

生涯学習推進員名簿

コミュニティ名	氏名	
城北	片山 和雄	※
城西	武田 尚	※
城乾	播磨 謙次	※
城坤	佐々木 茂樹	※
城南	坂田 久男	
土器	矢野 利枝	※
飯野	横田 秀樹	※
川西	横田 昌憲	
郡家	香川 広	※
垂水	都築 克徳	※
本島	三浦 安代	※
広島	山田 健司	※
栗熊	武内 聡明	※
岡田	引田 真人	※
富熊	内海 貴支	※
飯山南	進 和彦	
飯山北	原田 伸二	

※…各コミュニティセンター所長

※___…被委嘱者

委嘱期間

令和3年7月1日から令和5年6月30日まで